

(案)

資料2

環境審第 号

令和8年5月 日

静岡県環境審議会
会長 藤川 格司 様

静岡県環境審議会水循環保全部会
部会長 蔵治 光一郎

水源保全地域の指定区域の変更について（報告）

令和8年4月24日付け環水第83号による諮問を受け、静岡県環境審議会から当部会に対し付託されたこのことについて、審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告します。

記

1 結論

地域森林計画（森林法第5条第1項）の対象とする区域の変更に併せて、水源保全地域の指定区域を変更することが適当である。

2 諮問内容

別紙のとおり

水源保全地域の指定区域の変更

(静岡県環境審議会水循環保全部会)

1 水源保全地域の指定区域の変更に関する審議について

(1) 答申までの経過

令和6年 6月 3日 「静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について」に定める簡易事項とし、部会の決議をもって審議会の決議とする取扱いに基づき審議することを決定

令和8年 4月 24日 知事から環境審議会に諮問

令和8年 4月 27日 環境審議会から水循環保全部会へ審議を付託

令和8年 5月 8日 水循環保全部会において審議

令和8年 5月 日 結果を環境審議会会長へ報告、会長から知事へ答申

(2) 諮問内容

令和8年4月1日に5条森林の区域が変更されたことに併せて、水源保全地域の区域を変更する（＜別表＞水源保全地域の変更対照表参照）。

なお、今回の区域の変更は、「水源涵養機能を有する森林のうち5条森林を水源保全地域として指定する」という地域指定の考え方自体を変更するものではない。

(3) 審議結果

(2)に基づき、水源保全地域の指定区域を変更することが適当である。

2 スケジュール

月 日	市町・河川管理者・環境審議会意見 (条例第16条第2項)	公告・縦覧・告示手続 (条例第16条第3項)
4月24日	知事から環境審議会に諮問 市町・河川管理者意見照会開始	公告・縦覧開始
5月8日	水循環保全部会において審議	
5月〇日	部会長から会長へ報告	
5月21日	市町・河川管理者意見照会終了	
5月25日		公告・縦覧終了
5月〇日	会長から知事へ答申	
5月29日		告示
6月1日	変更	

<表> 水源保全地域の変更対照表

水源保全地域	区域の 拡張	区域の 除外	森林簿面積 の増減	備考
静岡市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
浜松市水源保全地域	○	○	減少	小規模林地開発、森林簿の補正
沼津市水源保全地域	—	—	—	
熱海市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
三島市水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
富士宮市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
伊東市水源保全地域	○	○	減少	小規模林地開発、森林簿の補正
島田市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
富士市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
磐田市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
焼津市水源保全地域	—	—	—	
掛川市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
藤枝市水源保全地域	○	○	増加	林地開発、森林簿の補正
御殿場市水源保全地域	—	—	—	
袋井市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
下田市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
裾野市水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
湖西市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
伊豆市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
御前崎市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
菊川市水源保全地域	—	—	—	
伊豆の国市水源保全地域	—	—	—	
牧之原市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
東伊豆町水源保全地域	—	○	減少	林地開発
河津町水源保全地域	○	—	増加	森林簿の補正
南伊豆町水源保全地域	—	○	減少	林地開発
松崎町水源保全地域	—	—	—	
西伊豆町水源保全地域	—	—	—	
函南町水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
清水町水源保全地域	—	—	—	
長泉町水源保全地域	—	—	—	
小山町水源保全地域	—	○	減少	林地開発
吉田町水源保全地域	—	—	—	
川根本町水源保全地域	○	○	減少	小規模林地開発、森林簿の補正
森町水源保全地域	○	○	増加	小規模林地開発、森林簿の補正
合計	12 市町	24 市町	-186.66ha [※]	
	+ 2.07ha [※]	-188.73ha [※]		

[※]森林簿上での面積であり、森林簿の数値のみを補正した区域の面積変化も含む